

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

府省庁名 防衛省

No	1
対象税目	軽油引取税
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長 （自衛隊の艦船及び機械等の用途）
要望内容（概要）	<p>軽油引取税について、防衛省・自衛隊が使用する燃料のうち、艦船用軽油及び機械等に使用する軽油（ナンバー取得の無い自動車や電波機械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供する機械及び電波機械の整備用機械等）が、従来より課税免除の対象とされているが、この措置については、平成21年度税制改正において、平成24年3月31日までに行われる軽油の引取りまでとして期限が限定されたことから、引き続き課税免除を継続すべく、これを延長要望するものである。</p> <p>＜国土交通省（海上保安庁）においても船舶用軽油の軽油引取税の特例措置の延長を要望＞</p>
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第1号 地方税法附則第12条の2の7第1項第2号 地方税法施行令附則第10条の2の2第4項 地方税法施行規則附則第4条の7第5項</p>
減収見込額	<p>初年度 － （▲17,634） 平年度 － （▲17,634） （単位：百万円）</p>
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、防衛力等をより積極的に用い、国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進することとしている。</p> <p>また、国連平和維持活動や人道支援・災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動により積極的に取り組むとともに弾道ミサイル防衛等に適切に対応することとしている。</p> <p>そのため、具体的には、自衛隊の保有する装備品を運用し、以下のような活動を行っている。</p> <p>警戒監視及び対領空侵犯措置：航空機、艦船による24時間態勢の対処 災害派遣等：航空機による人員輸送、給水や炊事支援などによるライフライン確保 海賊対処活動：航空機、艦船を派遣し海賊対処活動に従事 教育：航空機、車両、艦船を使用して操縦者、乗組員を養成するための教育 訓練：部隊の技量向上を図り、いざという時に精強な部隊等を派遣するための日々の練成訓練</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>前記の多様な自衛隊の任務を果たすため、また、そのための教育訓練の実施、練度の維持等のためには、艦船や航空機、車両等の運行に必要な「燃料」を確保する必要があるが、仮に、非課税措置が延長されなかった場合に、新たに必要となる予算について防衛費で負担するとした場合、「平成24年度予算の概算要求に係る作業について」における対前年度10%削減等の厳しい財政状況や最近の原油価格の高騰を踏まえると相当額の防衛費の増額は極めて困難なことから、装備品購入や自衛隊の活動経費を削減することとなる可能性が高く、この場合自衛隊の活動に極めて重大な影響が及ぶことになる。また、既存の燃料費において捻出することとした場合、従来進めてきた効率化により既に工夫の余地はないことから、調達可能な軽油の量が約4割の削減となるため、具体的には以下の影響、問題を引き起こすことになる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒監視活動等が不十分となるため、不審な船舶や航空機の事前探知が従前と比べ困難となり、安全保障上のリスクが増大する。 災害発生時等の緊急時に迅速な対応が困難となり、国民の安全確保態勢が脆弱になる。 国際的な取り組みである海賊対処活動などへの参加が従前に比べ制限されることから、国際社会における信頼が低下する。

	<p>4 新たな乗組員の養成や、艦船を使用した訓練が制限されるため、精強な部隊等を練成することが困難となり、様々な任務に迅速に対応することが困難となる。</p> <p>5 この他、航空機の牽引車、通信機器の発動発電機の使用が制限され、様々な任務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>加えて、自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものである。</p> <p>なお、自衛隊で使用する軽油について、本来、本則に規定し恒久的課税免除措置が必要であるべきところ、平成21年度税制改正では、全ての軽油使用が課税対象となるのが原則とされたことから、3年間の時限措置とされたものである。</p> <p>上記の通り、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保するためには、今後も引き続き課税免除措置の延長が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第3761号。23.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政策目標：平成23年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)に基づき、これらに示されている我が国の安全保障の目標の達成及びその実現に必要な防衛力の構築に資するために実施する。</p> <p>政策(狭義)：防衛力の能力発揮のための基盤の維持</p> <p>施策(広義)：装備品等の取得改革等</p> <p>施策(狭義)：装備品等の維持</p>
	政策の達成目標	防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	3年間延長
	同上の期間中の達成目標	防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保する。
	政策目標の達成状況	防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保することができた。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○ 船舶：152隻 530,308KI (平成23年度予算)</p> <p>○ 機械等に使用する軽油：19,030KI (平成23年度予算)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>仮に、軽油引取税の非課税措置が延長されなかった場合、軽油の調達数量が約4割減少すると想定され、防衛省の任務である海賊対処をはじめとする国際貢献のほか、災害派遣等の活動に支障が生じるおそれがある。</p> <p>本課税免除措置は、防衛省・自衛隊の艦船の運用及び機械の電源等の動力源の用途で一定のものに供する軽油の単価が軽減され、所要の軽油を確保でき、自衛隊の必要な任務の遂行が可能となり、課税免除措置には有効性が認められる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の税制上の支援措置により、課税免除措置の代替となる措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成23年度油購入費予算額は約932億円であり、このうち現在非課税となっている艦船用軽油及び機械等に使用する軽油の予算額は、約318億円である。仮に課税免除措置が延長されないと、新たに約176億円の予算を要することになる。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算は、平成23年における要望項目である課税免除となっている軽油の予算額であるが、課税免除措置が延長されないと、新たに約176億円を要することになり、自衛隊の任務遂行等に重大な支障を与えかねないため、課税免除措置の延長を要望するものである。
	ページ	1 — 3

要望の措置の 妥当性	<p>仮に、軽油引取税の課税免除措置が延長されず、新たに課税分の予算要求したとしても、全体額を増やすことが困難であると考えられるため、他に必要な予算を削減等することとなるが、この場合、防衛省の任務である海賊対処をはじめとする国際貢献のほか、災害派遣等の活動に支障が生じるおそれがある。このような任務は国として必要不可欠なものであり、自衛隊のみが実施していることから、軽油引取税の課税免除措置は妥当である。</p> <p>加えて、自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものである。</p> <p>したがって、防衛省・自衛隊の艦船の用に供される軽油について課税免除とすることは、予算措置等の他の手段と比較して適切であり、相当性が認められる。</p>																		
税負担軽減措置等の 適用実績	<p>○ 過去の実績</p> <table border="1" data-bbox="349 622 997 913"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>軽油引取量</th> <th>免税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>354, 885KI</td> <td>11, 392百万円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>386, 088KI</td> <td>12, 393百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>421, 667KI</td> <td>13, 536百万円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>455, 757KI</td> <td>14, 630百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>346, 837KI</td> <td>11, 133百万円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	軽油引取量	免税額	平成18年度	354, 885KI	11, 392百万円	平成19年度	386, 088KI	12, 393百万円	平成20年度	421, 667KI	13, 536百万円	平成21年度	455, 757KI	14, 630百万円	平成22年度	346, 837KI	11, 133百万円
年度	軽油引取量	免税額																	
平成18年度	354, 885KI	11, 392百万円																	
平成19年度	386, 088KI	12, 393百万円																	
平成20年度	421, 667KI	13, 536百万円																	
平成21年度	455, 757KI	14, 630百万円																	
平成22年度	346, 837KI	11, 133百万円																	
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	<p>近年の厳しい財政状況や原油価格の不安定な状況でも、軽油引取税の負担が免除されていることにより、艦船用軽油及び機械等に使用する軽油の量を安定的に確保でき、警戒監視及び対領空侵犯措置、災害派遣、海賊対処活動、教育訓練等の自衛隊の任務を果たすことができた。本課税免除措置の他代替手段は無く極めて有効である。</p>																		
前回要望時の 達成目標	—																		
前回要望時からの達 成度及び目標に達し ていない場合の理由	—																		
これまでの要望経緯	<p>平成21年度の地方税法の改正に伴い、軽油引取税が目的税から普通税に改められ、用途制限が廃止された。これに伴い、軽油引取税の課税免除措置については、一部の用途を除き地方税本則による措置から地方税法附則による3年間の時限措置に変更した上で、存続されることになった。</p>																		
ページ	1 — 4																		